

特定非営利活動法人 やくも元気村 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やくも元気村という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道八雲町内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「結いの精神」を生かし、社会全体でお互いを思いやり、支えあい、成長しあえる環境づくりをめざして、障がい者など社会的弱者の人権尊重と社会参加の促進を図ることにより、地域福祉に寄与すると共に、すみよいまちづくりに向けての環境づくりや社会教育活動の推進を図り、合わせて旅行サービス手配業を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (10) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成のため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業並びに特定相談支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業並びに障害児通所支援事業
- (3) 町民各層の交流事業
- (4) 地域生活支援事業

- (5) 社会教育及びまちづくりに関する事業や研修会開催
 - (6) 地域産業活性化のための活動
 - (7) 農業体験・漁業体験の企画と運営
 - (8) 観光資源の情報提供
 - (9) 農漁業作業の請負や農・漁家等を対象とした人材派遣
 - (10) 人権尊重活動
 - (11) 環境・自然愛護活動
 - (12) 物品の斡旋及び販売事業
 - (13) その他、目的に基づく事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 物品の斡旋及び販売
 - (2) 役務の提供
 - 3 前項に掲げる事業は第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び会費については、総会で定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及びその変更
- (5) 事業報告及び決算報告
- (6) 役員を選任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定による。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任

することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、その日から会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定による。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 赤井 義範
副理事長 芦田 朋子
理事 三宅 信一
理事 長野喜美子
理事 水野 博美
監事 稲船 剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2012年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2011年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員の会費 2,000円
 - (2) 賛助会員の会費 1,000円
 - (3) 正会員及び賛助会員入会金
1,000円
- 7 この定款は、2013年5月16日に変更する。

この定款は、2017年5月18日に変更する。

この定款は、2017年11月25日に変更する。

この定款は、2019年5月16日に変更する。

この定款は、2022年10月20日に変更する。

2022年度事業・活動計画

2022年度 特定非営利活動法人やくも元気村事業計画書

(2022年4月1日から2023年3月31日)

1、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業並びに地域生活支援事業

(1) 就労継続支援B型事業所「共生サロン八雲シンフォニー」の運営

① 場 所 八雲町東町273

② 利用者 38名

③ 作業内容 ・パソコン技術の習得と名刺やハガキ印刷 ・町、団体、企業等からの委託作業(清掃含む)・自主製品の製造と販売 ・生産活動(農作業、当帰栽培)・軽食喫茶 ・野菜宅配 ・パンづくり ・資源ゴミ回収 ・グリーンツーリズム(農泊事業・農業等体験事業)

④ バザー 落部マルシェ、ハロウィン、文化祭、クリスマス、さむいべや等

(2) 共同生活援助事業所「ぐるーぷほーむ“ホッと”及び“ホッと2”」の運営

① 場 所 八雲町東町289-19

② 入 所 者 14名・サテライト住宅2名 ※定員14名 サテライト住宅4名

③ 利 用 料 6万円だが、特定障がい者特別給付費1万円が出るため実質5万円程度。

(3) 特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所「えがお」の運営

①場 所 八雲町東町273

②利用者 成人35名・児童19名 計54名

2、町民各層との交流事業

(1) 共生型事業

① 各種交流

・やくもの寺子屋 毎週2回

・げんき食堂 毎月1回(運営協議会主催で実施)

・おたのしみ昼食会、クリスマス昼食会、ひな祭り昼食会

・第11回シンフォニー祭り 9月3日(土)

・共生型バス視察研修 10月7日(金)

・子ども対象ワークショップ

・文化作品展示会

・ふれあいミニコンサート ※シンフォニー応援団と連携

・うたごえ喫茶

② 夜間及び休日のサロン利用推進

3、社会教育及びまちづくりに関する事業や研修会開催

(1) 八雲山車行列に参加

7月2日(土)開催予定の八雲山車行列に八雲村との交流を進める会、おやじの会と合同で、あんどんを製作し、参加。実行委員会では、事務局担当。

(2) あついべや祭りに参加

8月5日(金)開催。若人の集い、おやじの会と共催で、七夕に関連した催しやバザー、流しソーメンの運営協力。

(3) ジオパーク構想

八雲町ジオパーク構想準備会の事務局団体として、積極的にかかわっていく。

- ①ジオフェスティバル(函館市)参加検討
- ②ジオパーク構想現地見学会 10月22日(土)
- ③FacebookによるPR

(2) まちづくり事業への参加

- ①星空観察ツアー ②ハロウィンパーティー 10月 ③クリスマス 12月

(3) まちづくり学習会や文化公演会等

- ①社会教育関係団体と連携して開催

4、地域産業活性化のための活動、農業体験・漁業体験の企画と運営、観光資源の情報提供、農漁業作業の請負や農・漁家等を対象とした人材派遣

(1) 農業体験・漁業体験事業の研究と実施

- ①グリーンツーリズムの推進
- ②農福連携事業の協力

(2) 観光資源の調査と情報提供

- ①各種体験学習の実施

(3) 農漁業作業の請負の可能性検討

- ①農・漁家等を対象とした人材派遣の研究

5、人権尊重活動

(1) 人権を考える講演会共催

八雲町男女共同参画社会をめざす会事業への協力

6、環境・自然愛護活動

(1) 資源ゴミ回収事業

(2) 自然観察会

ジオパーク構想準備会事業等と連携して実施

7、物品の斡旋及び販売事業等(B型事業所通所者の工賃向上事業)

- (1) 軽食喫茶
- (2) パン販売
- (3) 小物販売
- (4) 農産物の販売
- (5) SENTO 運営
- (6) 返礼品事業
- (7) 佐藤国男さん版画販売
- (8) 外注作業

2023年度 特定非営利活動法人やくも元気村事業計画書

(2023年4月1日から2024年3月31日)

1、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業並びに障害児通所支援事業

(1) 就労継続支援B型事業所「共生サロン八雲シンフォニー」の運営

- ① 場 所 八雲町東町273
- ② 利用者 38名
- ③ 作業内容 ・パソコン技術の習得と名刺やハガキ印刷 ・町、団体、企業等からの委託作業（清掃含む）・自主製品の製造と販売 ・生産活動（農作業、当帰栽培）・軽食喫茶 ・野菜宅配 ・パンづくり ・資源ゴミ回収 ・グリーンツーリズム（農泊事業・農業等体験事業）
- ④ バザー 落部マルシェ、ハロウィン、文化祭、クリスマス、さむいべや等

(2) 共同生活援助事業所「ぐるーぷほーむ“ホッと”及び“ホッと2”」の運営

- ① 場 所 八雲町東町289-19
- ② 入 所 者 14名・サテライト住宅2名 ※定員14名 サテライト住宅4名
- ③ 利 用 料 6万円だが、特定障がい者特別給付費1万円が出るため実質5万円程度。

(3) 特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所「えがお」の運営

- ①場 所 八雲町東町273
- ②利用者 成人35名・児童19名 計54名

(4) 放課後等デイサービス事業の開設

- ①場 所 八雲町東町275
- ②定 員 10名

2、町民各層との交流事業

(1) 共生型事業

① 各種交流

- ・やくもの寺子屋 毎週2回
- ・げんき食堂 毎月1回（運営協議会主催で実施）
- ・おたのしみ昼食会、クリスマス昼食会、ひな祭り昼食会
- ・第12回シンフォニー祭り 9月2日（土）
- ・共生型バス視察研修 10月6日（金）
- ・子ども対象ワークショップ
- ・文化作品展示会
- ・ふれあいミニコンサート ※シンフォニー応援団と連携
- ・うたごえ喫茶

② 夜間及び休日のサロン利用推進

3、社会教育及びまちづくりに関する事業や研修会開催

(1) 八雲山車行列に参加

7月7日（土）開催予定の八雲山車行列に八雲村との交流を進める会、おやじの会と合同で、あんどんを製作し、参加。実行委員会では、事務局担当。

(2) あついでや祭りに参加

8月4日(金)開催。若人の集い、おやじの会と共催で、七夕に関連した催しやバザー、流しソーメンの運営協力。

(3) ジオパーク構想

八雲町ジオパーク構想準備会の事務局団体として、積極的にかかわっていく。

② ジオフェスティバル(函館市)参加検討

②ジオパーク構想現地見学会 10月21日(土)

③FacebookによるPR

(2) まちづくり事業への参加

①星空観察ツアー ②ハロウィンパーティー 10月 ③クリスマス 12月

(3) まちづくり学習会や文化公演会等

①社会教育関係団体と連携して開催

4、地域産業活性化のための活動、農業体験・漁業体験の企画と運営、観光資源の情報提供、農漁業作業の請負や農・漁家等を対象とした人材派遣

(1) 農業体験・漁業体験事業の研究と実施

①グリーンツーリズムの推進

②農福連携事業の協力

(2) 観光資源の調査と情報提供

①各種体験学習の実施

(3) 農漁業作業の請負の可能性検討

①農・漁家等を対象とした人材派遣の研究

5、人権尊重活動

(1) 人権を考える講演会共催

八雲町男女共同参画社会をめざす会事業への協力

6、環境・自然愛護活動

(1) 資源ゴミ回収事業

(2) 自然観察会

ジオパーク構想準備会事業等と連携して実施

7、物品の斡旋及び販売事業等(B型事業所通所者の工賃向上事業)

(1) 軽食喫茶

(2) パン販売

(3) 小物販売

(4) 農産物の販売

(5) SENTO 運営

(6) 返礼品事業

(7) 佐藤国男さん版画販売

(8) 外注作業

2022年度収支予算

特定非営利活動法人やくも元気村収支予算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1. 受取会費	54,000	会員受取会費
2. 寄付金	30,000	労金自動寄付等
3. 助成金・補助金	150,000	共同募金等
4. 事業収益		
(1) 障害者福祉サービス事業	76,800,000	就労継続支援B型事業54,000,000円、グループホーム事業21,000,000円、相談支援事業1,800,000円
(2) 就労支援事業	24,700,000	作業室事業5,000,000円、パン工房6,500,000円、バイオマス処理1,500,000円、軽食喫茶2,700,000円、カフェ3,500,000円、ゲストハウス3,500,000円、体験プログラム2,000,000円
(3) グループホーム事業	8,640,000	入所者負担分 16名×45,000円×12月
5. その他の収益	219,200	
当期収入合計	110,593,200	
II 支出の部		
1. 事業費		
(1) 人件費		
工賃	10,800,000	通所者工賃 900,000円×12月
福利厚生費	1,536,000	通所者給食費 200円×32名×20日×12月
人件費計	12,336,000	
(2) その他経費		
売上原価	9,300,000	自主製品製作等に係る原価・材料仕入原価
支払手数料	30,000	丘の駅販売手数料他
器具・什器費	25,000	
消耗品費	900,000	包装用品・容器
水道光熱費	5,000,000	電気・水道・灯油代
サービス費	32,000	ポイントカード利用分
修繕費	200,000	エアコン清掃代
委託料	1,500,000	外注委託料
賄い費	2,000,000	グループホーム食材費
体験費	500,000	農漁業体験料
雑費	600,000	ゴミ袋他雑貨等
その他経費計	20,087,000	
事業費計	32,423,000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,600,200	役員報酬
給料手当	51,000,000	職員給与、賞与・パート職員給与、賞与
法定福利費	5,200,000	職員社会保険・労働保険料等
福利厚生費	200,000	健康診断料・ユニホーム代
人件費計	58,000,200	
(2) その他経費		
広告宣伝費	110,000	北日本広告社
支払手数料	270,000	銀行手数料・ネット予約手数料・行政手数料
諸会費	130,000	社会福祉協議会特別会費、町内会会費等
旅費交通費	450,000	通勤手当・出張旅費
通信運搬費	800,000	電話料金・インターネットサーバー・切手等
器具・什器費	200,000	パソコン他
消耗品費	500,000	施設管理用消耗品
事務消耗品費	70,000	事務用品
印刷製本費	220,000	コピー料、印刷機使用料
水道光熱費	810,000	電気・水道料金・灯油代
燃料費	640,000	車両燃料費
修繕費	700,000	車両整備代・建物整備
保険料	1,300,000	自動車保険料・火災保険・社協施設損害補償・ボランティア保険等
賃借費	3,100,000	地代・複合機リース・車両リース料・ソフト利用料
租税公課	940,000	収入印紙・軽自動車税・軽油引取税・消費税
減価償却費	9,000,000	建物、器具備品、構築物、車両、償却費
雑費	700,000	新聞代・共同募金・指定ゴミ袋・生活雑貨等
その他経費計	19,940,000	
管理費計	77,940,200	
3. その他		
(1) 借入金利息	230,000	
その他計	230,000	
当期支出合計	110,593,200	



科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1. 受取会費	54,000	会員受取会費
2. 寄付金	30,000	労金自動寄付等
3. 助成金・補助金	150,000	共同募金等
4. 事業収益		
(1) 障害者福祉サービス事業	82,800,000	就労継続支援B型事業54,000,000円、グループホーム事業21,000,000円、相談支援事業1,800,000円、放課後等デイサービス事業6,000,000円
(2) 就労支援事業	24,700,000	作業室事業5,000,000円、パン工房6,500,000円、バイオマス処理1,500,000円、軽食喫茶2,700,000円、カフェ3,500,000円、ゲストハウス3,500,000円、体験プログラム2,000,000円
(3) グループホーム事業	8,640,000	入所者負担分 16名×45,000円×12月
5. その他の収益	219,200	
当期収入合計	116,593,200	
II 支出の部		
1. 事業費		
(1) 人件費		
工賃	10,800,000	通所者工賃 900,000円×12月
福利厚生費	1,536,000	通所者給食費 200円×32名×20日×12月
人件費計	12,336,000	
(2) その他経費		
売上原価	9,300,000	自主製品製作等に係る原価・材料仕入原価
支払手数料	30,000	丘の駅販売手数料他
器具・什器費	25,000	
消耗品費	900,000	包装用品・容器
水道光熱費	5,000,000	電気・水道・灯油代
サービス費	32,000	ポイントカード利用分
修繕費	200,000	エアコン清掃代
委託料	1,500,000	外注委託料
賄い費	2,000,000	グループホーム食材費
体験費	500,000	農漁業体験料
雑費	600,000	ゴミ袋他雑貨等
その他経費計	20,087,000	
事業費計	32,423,000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,600,200	役員報酬
給料手当	56,000,000	職員給与、賞与・パート職員給与、賞与
法定福利費	5,680,000	職員社会保険・労働保険料等
福利厚生費	220,000	健康診断料・ユニホーム代
人件費計	63,500,200	
(2) その他経費		
広告宣伝費	110,000	北日本広告社
支払手数料	270,000	銀行手数料・ネット予約手数料・行政手数料
諸会費	130,000	社会福祉協議会特別会費、町内会会費等
旅費交通費	450,000	通勤手当・出張旅費
通信運搬費	800,000	電話料金・インターネットサーバー・切手等
器具・什器費	200,000	パソコン他
消耗品費	500,000	施設管理用消耗品
事務消耗品費	70,000	事務用品
印刷製本費	220,000	コピー料、印刷機使用料
水道光熱費	810,000	電気・水道料金・灯油代
燃料費	640,000	車両燃料費
修繕費	700,000	車両整備代・建物整備
保険料	1,300,000	自動車保険料・火災保険・社協施設損害補償・ボランティア保険等
賃借費	3,600,000	地代・複合機リース・車両リース料・ソフト利用料
租税公課	940,000	収入印紙・軽自動車税・軽油引取税・消費税
減価償却費	9,000,000	建物、器具備品、構築物、車両、償却費
雑費	700,000	新聞代・共同募金・指定ゴミ袋・生活雑貨等
その他経費計	20,440,000	
管理費計	83,940,200	
3. その他		
(1) 借入金利息	230,000	
その他計	230,000	
当期支出合計	116,593,200	

